

常勤役員月額本俸等令

平成15年3月7日
改正 平成23年6月21日

第1条 (財) 地域伝統芸能活用センター役員給与等規則 (以下「役員給与等規則」という。) 第3条に規定する常勤役員の本俸月額を、次のとおり定める。

(ア) 理事長俸給表

(単位：円)

号俸	本俸月額
1	545,970
2	603,440
3	660,910
4	724,000

- (備考) 1 この表は、常勤の理事長に適用する。
2 理事長の本俸月額は、この表の第1号から第4号までの範囲内で、会長が別に定める

(イ) 専務理事俸給表

(単位：円)

号俸	本俸月額
1	373,560
2	402,300
3	431,030
4	459,770

- (備考) 1 この表は、常勤の専務理事に適用する。
2 専務理事の本俸月額は、この表の第1号から第4号までの範囲で、会長が別に定める。

第2条 「役員給与等規則」第5条に定める特別手当は、当該役員の本俸月額に、夏季にあつては2.2を、年末にあつては2.7を、年度末にあつては0.5を乗じて得た額とする。

2 前項に定める他、特別手当の支給の細則については「(財) 地域伝統芸能活用センター職員給与規程の運用細則」第6条及び第7条を準用する。

附則 この規程は、平成23年6月22日から施行する。